

各医療機関の長 様

旭川市保健所長 鈴木直己
(健康推進課担当)

N95マスクの例外的取扱いについて

日頃から本市の保健衛生行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月17日付け旭健推第175号及び令和2年5月18日付け旭健推第175号-2で通知しました標記の件について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から5月28日付けで一部追記の事務連絡がありましたので、お知らせします。

1 内容

産業用の防じんマスクであるDS2マスクについては、N95マスクと同等に扱って差し支えないが、以下の点に留意すること

- (1) DS2マスクは、人工血液による耐浸透試験を行っていないため、患者の血液や体液等がマスクから浸透するおそれのある手術や処置を行う場合には使用しないこと。
(「患者の血液や体液等がマスクから浸透するおそれのある手術や処置」は、血管の穿刺等によって高速の血流がマスクに直接降りかかるような状態を指し、検体採取等は該当しない)
- (2) 排気弁のついたDSマスクについては、着用者の呼気がフィルターを通さず外部に排気されるため、侵襲性のある手術や処置を行う場合等、無菌環境を維持する必要がある場合においては使用しない。

2 関係通知

旭川市ホームページ上の、「ホーム> 事業者向け> 健康・福祉・子育て> 医療機関・薬局等> お知らせ> 感染症に関する通知 令和2年度」に掲載

(連絡先)
健康推進課保健予防係
担当 鈴木
TEL 25-9848